

霧島市条例第19号
平成28年3月29日

霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例

(設置)

第1条 再生可能エネルギー発電施設の立地による寄附金その他の収入金等を良好な住環境の整備及び自然環境の保全を図る事業等の経費に充てるため、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金（以下次条第2号を除き、「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとし、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設の立地による寄附金その他の収入金
- (2) 鹿児島県再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用して設置した発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電力の売電に伴う収入金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 3 前条第1号及び第3号（同条第1号に係る部分に限る。）並びに前条第2号及び第3号（同条第2号に係る部分に限る。）に規定する収入金等は、基金内においてそれぞれ区分して管理を行うものとする。

(処分)

第4条 基金は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める場合に限り処分することができるものとする。

(1) 第2条第1号及び第3号(同条第1号に係る部分に限る。)に規定する収入金等 良
好な住環境の整備及び自然環境の保全を図るための事業の経費に充てる場合

(2) 第2条第2号及び第3号(同条第2号に係る部分に限る。)に規定する収入金等 市
が公共施設等に設置した発電設備、蓄電池設備等の維持管理及び更新に係る事業の経
費に充てる場合

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率
を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。